

相	続	時	の	配	偶	者	の	権	利	を	大	幅	に	拡	大					
～	改	正	民	法	(相	続	法)	の	ポ	イ	ン	ト	～					
民	法	(相	続	法)	が	40	年	ぶ	り	に	改	正	さ	れ	ま	し		
た	。	改	正	で	は	、	高	齢	社	会	へ	の	対	応	と	し	て	、	残	
さ	れ	た	配	偶	者	の	老	後	生	活	の	経	済	的	な	安	定	に	配	
慮	し	、	そ	の	権	利	が	拡	大	さ	れ	る	こ	と	に	な	り	ま	す	。
具	体	的	に	は	、															
*	配	偶	者	が	相	続	開	始	時	に	居	住	し	て	い	た	被	相	続	
人	所	有	の	住	居	に	、	終	身	又	は	一	定	期	間	、	住	み	続	
け	る	こ	と	が	で	き	る	「	配	偶	者	居	住	権	」	の	創	設	。	
*	婚	姻	期	間	が	20	年	以	上	で	あ	る	配	偶	者	の	一	方	が	
他	方	に	対	し	、	そ	の	居	住	用	不	動	産	を	遺	贈	又	は	贈	
与	し	た	場	合	、	原	則	と	し	て	、	計	算	上	遺	産	の	先	渡	
し	(特	別	受	益)	を	受	け	た	も	の	と	し	て	取	り	扱	わ	
な	く	て	よ	い	こ	と	と	す	る	。										
こ	れ	に	よ	り	、	預	貯	金	な	ど	他	の	遺	産	の	取	り	分	を	
増	や	す	こ	と	も	可	能	に	な	り	ま	す	。							
こ	の	他	、	自	筆	証	書	に	パ	ソ	コ	ン	で	作	成	し	た	財	産	
目	録	や	銀	行	通	帳	の	コ	ピ	ー	の	添	付	を	認	め	る	「	自	
筆	証	書	遺	言	の	方	式	緩	和	」	、	相	続	さ	れ	た	預	貯	金	債

権	に	つ	い	て	、	生	活	費	や	葬	儀	費	用	の	支	払	、	相	続	
債	務	の	弁	済	な	ど	の	資	金	需	要	に	対	応	で	き	る	よ	う	、
遺	産	分	割	前	に	も	払	戻	し	を	認	め	る	制	度	も	創	設	さ	
れ	ま	す	。																	
ま	た	、	相	続	人	以	外	の	親	族	の	貢	献	を	考	慮	す	る	た	
め	、	被	相	続	人	の	介	護	を	行	っ	て	い	た	相	続	人	の	妻	
な	ど	が	、	一	定	の	要	件	を	満	た	せ	ば	、	相	続	人	に	対	
し	て	金	銭	の	支	払	い	を	請	求	で	き	る	よ	う	に	な	り	ま	
す	。																			